

第 4 部：資料編

1 葉山町介護保険事業計画等運営委員会

(1) 葉山町介護保険事業計画等運営委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、葉山町附属機関の設置に関する条例（平成7年葉山町条例第13号）に基づき設置された葉山町介護保険事業計画等運営委員会（以下「委員会」という。）の組織、所掌事務、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、葉山町介護保険事業計画・高齢者福祉計画の進行及び改定に関することについて審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

(委員)

第3条 委員会は、委員9名以内で組織する。

2 委員は次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 被保険者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、次期改定計画の策定が終了するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

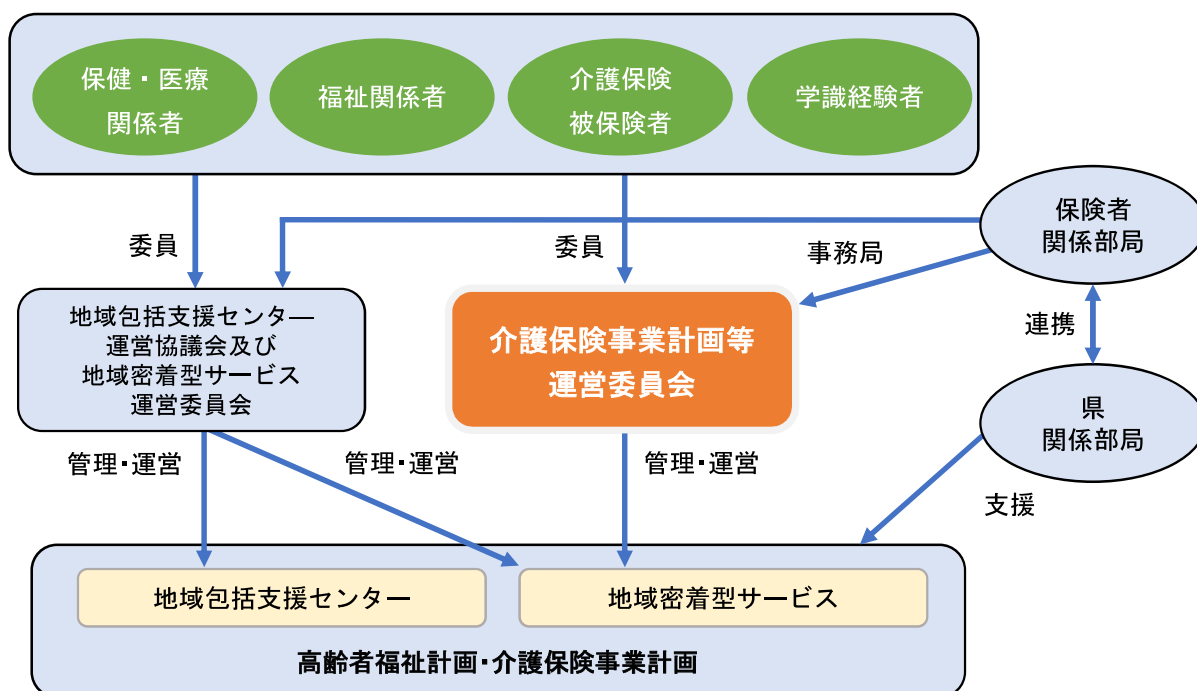
(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って決める。

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(2) 関係機関との連携



(3) 委員名簿

委員名		所属機関	選出区分
会長	山本 恵子	神奈川県立保健福祉大学	規則第3条第2項第2号 (知識経験を有する者)
副会長	二瓶 東洋	逗葉医師会	規則第3条第2項第3号 (保健医療関係者)
委員	沼田 謙一郎	逗葉歯科医師会	規則第3条第2項第3号 (保健医療関係者)
委員	松本 千恵	介護保険被保険者 (町民公募)	規則第3条第2項第1号 (被保険者)
委員	宮田 路子	介護保険被保険者 (町民公募)	規則第3条第2項第1号 (被保険者)
委員	小宮 和子	葉山町民生委員・児童委員協議会	規則第3条第2項第4号 (福祉関係者)
委員	加藤 智史	葉山町社会福祉協議会	規則第3条第2項第4号 (福祉関係者)
委員	森久保 悟 (~令和2年3月) 守谷 勝 (令和2年4月より交代)	葉山清寿苑	規則第3条第2項第4号 (福祉関係者)
委員	猿田 貴美子 (~令和2年3月) 柴田 元子 (令和2年4月より交代)	神奈川県鎌倉保健福祉事務所	規則第3条第2項第4号 (福祉関係者)

(敬称略)

(4) 委員会の経過

年度	開催日		主な議題	
平成30年度	第一回	平成31年1月24日	(1)	委員委嘱
			(2)	会長及び副会長の選任について
			(3)	委員会の運営について
			(4)	高齢者福祉計画・介護保険事業計画について
			(5)	平成27年度～平成29年度（第6期計画期間）における各事業の事業実績について
令和元年度	第二回	令和元年年7月11日	(1)	平成30年度（第7期計画期間）における各事業の事業実績について
			(2)	町内サービス事業所向けアンケートについて
	第三回	令和元年12月19日	(1)	町内介護保険事業所アンケート結果について
			(2)	葉山町高齢者福祉に関するアンケート調査について
令和2年度	第四回	令和2年6月25日	(1)	平成30年度、令和元年度（第7期計画期間）における各事業の実績報告について
			(2)	町内介護保険事業所アンケート（案）について
			(3)	町民アンケート結果について
	第五回	令和2年8月20日	(1)	令和元年度日常生活圏域ニーズ調査結果から見えてきた課題について
			(2)	在宅介護実態調査結果について
			(3)	第8期高齢者福祉計画 介護保険事業計画 骨子策定に向けた検討について
	第六回	令和2年10月22日	(1)	町内介護保険事業所アンケート結果について
			(2)	第8期葉山町高齢者福祉計画 介護保険事業計画（案）について
第七回	令和2年11月19日	(1)	第8期葉山町高齢者福祉計画 介護保険事業計画（案）について	
第八回	令和3年1月28日 （書面会議）	(1)	第8期葉山町高齢者福祉計画 介護保険事業計画（案）について	
		(2)	第8期介護保険料（案）について	

2 葉山町の高齢者サービス関係機関・施設

機関・施設	内容・機能
葉山町 福祉課	次の係を置き、各種事業を実施するとともに、各種手続きの申請や相談等の窓口を設置しています。【社会福祉係・介護高齢係・障害福祉係】
葉山町 町民健康課	保健、栄養、健康などの相談や事業を実施するとともに、医師会、その他の医療機関との連携を担当する部署です。
福祉文化会館	高齢者の健康増進・生きがい創造、福祉団体・ボランティア団体などの福祉活動の拠点と、芸術鑑賞などの文化・学習活動の場の拠点の複合施設です。 高齢者のダンス教室、スポーツ教室、囲碁・将棋、高齢者趣味の作品展、高齢者演芸大会等の開催場所です。
社会福祉協議会	福祉サービスに関する行政と民間との立場を超えた協働体制を図り、民間活動の担い手であるボランティア、自治会、NPO、民間企業など、様々な方々の参画による地域福祉活動の推進を行う組織です。 小地域福祉活動・ボランティア活動推進・福祉教育・当事者活動の支援と組織化・総合的相談・在宅福祉サービス・権利擁護事業・地域福祉ネットワーク等を実施しています。
あんしんセンター (社会福祉協議会内)	認知症や知的障害・精神障害のために十分な判断ができない者、身体が不自由等の理由により福祉サービスの利用や、日常のお金の管理、財産の保管が困難な者に、地域で安心して生活が送れるようにお手伝いします。
地域包括支援センター (木古庭・上山口・下山口・一色地区は 葉山清寿苑内) (堀内・長柄地区は社会福祉協議会内)	地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業・権利擁護事業、包括的・継続的マネジメントの3つの事業を管理し、地域の高齢者の心身の健康、生活の安定を包括的に支援することを目的とした中核機関です。
逗葉地域医療センター	逗子市及び葉山町が行う地域医療対策の円滑な推進を図るため、社団法人逗葉医師会、逗葉歯科医師会、逗葉薬剤師会の協力の下に急患診療事業、特定健診事業、介護予防健診事業及び訪問看護事業を行い、健康保持増進と福祉の向上に寄与することを目的としています。
シルバー人材センター	高齢者の生きがいを目的に、様々な仕事の斡旋をしています。
老人福祉センター	福祉文化会館内に設置しています。無料入浴サービス、老人いこいの日の開催場所となっています。
老人クラブ	各地域の高齢者により、50人以上で組織されている団体が、ボランティア活動、生きがいと健康づくりのための各種活動を行っています。 2017年(平成29年)現在18団体があり、老人クラブ連合会を組織し、各クラブ間の連携を保ちながら、各種事業を実施しています。

※ 高齢者の権利擁護、生活相談等は、木古庭・上山口・下山口・一色地区の方は葉山町地域包括支援センター清寿苑(046(878)8905)、堀内・長柄地区の方は葉山町地域包括支援センター(046(877)5324)へご相談ください。

※ 振り込み詐欺、還付金詐欺が疑われるケースは、葉山警察署生活安全課(046(876)0110)へご相談ください。

第8期（2021年度（令和3年度）

～2023年度（令和5年度））

葉山町高齢者福祉計画 介護保険事業計画

2021年（令和3年）3月

発行

葉山町福祉部福祉課

〒240-0192

神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135 番地

電話 046-876-1111（代表）

FAX 046-876-1717